



政府統計

⑥ 平成28年中小企業実態基本調査
(調査票甲 法人企業用)

甲

平成28年8月

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。

この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

法人企業用

本社または 本店の所在地 「実際の本社機能を 有する場所」		電話番号 (代表)	
		記入者の氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
企業の名称	フリガナ		
整理番号		記入者の 電話番号	

※代表と異なる場合のみご記入ください。

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

1 提出期限 平成28年9月1日(木)

2 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535 (フリーダイヤル)
平日9:00 ~ 18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

3 注意事項

- (1) この調査は、会社を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた会社全体について記入してください。
- (2) 平成27年事業年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、最寄の決算期の数値で記入していただくか、問い合わせ先(事務局)へご相談ください。
- (3) 後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

4 回答方法

○ インターネットによる回答方法

政府統計オンライン(<http://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能が便利です。詳しくは同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。

政府統計コード	調査対象者ID (半角数字)	確認コード (半角英数字)
B U P E		

○ 郵送による回答方法

記入が終わった調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-15 錦精社神田ビル4階
中小企業庁事業環境部企画課調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル): 0120-262-535 (直通電話): 03-5577-2950
(受付時間) 平日 9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問3・問4・問4付問1・問5・問5付問1の記入説明

『問2』の**会社形態**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行う会社。 ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社（特例有限会社）	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限があります。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行う企業。

『問3』の「**大企業の子会社**」「**大企業の関連会社**」の内容は以下のとおりです。

大企業の子会社	貴社の議決権の50%以上が大企業によって保有されている場合、もしくは貴社の議決権の40%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の半数以上の派遣を受けているなど実質的な支配を受けている場合。
大企業の関連会社	貴社の議決権の50%未満、かつ20%以上が大企業によって保有されている場合、もしくは、貴社の議決権の15%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の派遣を受けているなど貴社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合。

なお、ここでいう大企業とは以下に掲げる企業をいいます。

大企業	①製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む） 資本金3億円超 かつ 従業者数300人超の会社及び個人 ②卸売業 資本金1億円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人 ③小売業 資本金5千万円超 かつ 従業者数50人超の会社及び個人 ④サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む） 資本金5千万円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人
-----	---

『問4』の**会社全体の従業者数**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者は除きます。

代表取締役社長・取締役社長	対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。
その他の有給役員（無給役員は除く）	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。 ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	期間を定めずに、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成28年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「契約社員」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人。（一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人。）
臨時・日雇雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問4付問1』の**他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者**の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」または「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
他社からの出向従業者（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
他社からの派遣従業者	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

『問5』の**海外の子会社、関連会社または事業所**の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社または貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、貴社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある貴社の支店・営業所・工場などをいいます。

【問5付問1 記入上の注意点】

中国・香港に子会社、関連会社または事業所がない場合には、「うち、中国・香港」の欄に「0」社（箇所）と記入してください。
※ 国・地域については『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）を参考にしてください。

1. 企業の概要 ※すべての方におうかがいします。

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(※ 創業した年ではなく、商業(法人)登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

- | | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 平成27年(2015年)以降 | 4. 平成24年(2012年) | 7. 平成21年(2009年) | 9. 平成6年(1994年) |
| 2. 平成26年(2014年) | 5. 平成23年(2011年) | ~平成17年(2005年) | ~昭和60年(1985年) |
| 3. 平成25年(2013年) | 6. 平成22年(2010年) | 8. 平成16年(2004年) | 10. 昭和59年(1984年)以前 |
| | | ~平成7年(1995年) | |

問2 貴社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 株式会社 | 4. 合資会社、合同会社など |
| 2. 有限会社 | 5. 個人企業(個人経営) |
| 3. 合名会社 | |

この調査票は「法人企業用」です。改めまして個人企業用の調査票をお送りしますので、恐れ入りますが表紙の問い合わせ先(事務局)までご連絡ください。

問2付問1 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。
株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めている(いわゆる譲渡制限株式会社) |
| 2. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めていない |

問3 貴社について、該当する番号に○をつけてください。(複数の場合もあります)

- | | | |
|------------|-------------|---------------------|
| 1. 大企業の子会社 | 2. 大企業の関連会社 | 3. 大企業の子会社、関連会社ではない |
|------------|-------------|---------------------|

【問3 記入上の注意点】 ※大企業の子会社、関連会社の定義については左ページ(2ページ)をご覧ください。

問4 出向・派遣を除く、貴社の会社全体の従業者数を平成28年3月31日現在で記入してください。(男女別)
(※ 他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者は除いて、記入してください。)

区分	⑥合 計 〔⑥＝①＋②＋③＋④＋⑤〕 (※出向・派遣は除く)				内 訳													
					役員 ①代表取締役社長・取締役社長 ②その他の有給役員 (無給役員は除く)				常用雇用者 ③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く) ④パート・アルバイト						⑤臨時・日雇雇用者			
男				人												人		
女				人												人		

問4付問1 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ平成28年3月31日現在で記入してください。(男女別)

区分	③合計 〔③=①+②〕		内 訳			
			①他社からの出向従業者 (出向役員を含む)	②派遣従業者		
男		人				人
女		人				人

【問4 付問1 記入上の注意点】

他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者がいない場合には、「0」人と記入してください。

※定義については左ページ(2ページ)をご覧ください。

問5 貴社の海外展開について、おうかがいします。
海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(平成28年3月31日現在)。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある | 2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない |
|-------------------------|-------------------------|

→ 問6へお進みください

問5付問1 問5で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成28年3月31日現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、子会社、 関連会社または事業所の数 〔⑤=①+②+③+④〕		内 訳							
			①アジア		②ヨーロッパ		③北米		④その他の地域	
			うち、中国・香港							
子会社		社		社		社		社		社
関連会社		社		社		社		社		社
事業所		箇所		箇所		箇所		箇所		箇所

右ページ問7・問8の記入説明

『問7』の「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

①売上高		実現主義の原則に従い、商品などの販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
②売上原価(商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)		売上高に対応する商品仕入原価、材料費、労務費、外注費、減価償却費(売上原価に含まれるもの)及びその他の原価の合計。
③売上総利益		① 売上高－② 売上原価
販売費及び一般管理費	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
	地代家賃	土地、建物などの不動産の賃貸料の合計。
	減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
	租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税(付加価値割及び資本割)及び事業所税などの合計。
	上記以外の経費	販売費及び一般管理費のうち、上記以外のその他の経費の合計。なお、福利厚生費、法定福利費はここに含みます。
④販売費及び一般管理費の合計		販売費及び一般管理費の合計。
⑤営業利益		③ 売上総利益－④ 販売費及び一般管理費の合計
⑥営業外収益		受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
⑦営業外費用		支払利息・割引料、雑損失などの営業活動以外により発生した費用。
⑧経常利益または経常損失		営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑧ 経常利益または経常損失」＝ 「⑤ 営業利益」＋「⑥ 営業外収益」－「⑦ 営業外費用」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。 (例：▲2000)
⑨特別利益		会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな利益。固定資産売却益、前期損益修正益。
⑩特別損失		会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな損失。固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損。
⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失		経常利益(経常損失)に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 「⑪ 税引前当期純利益または税引前当期純損失」＝ 「⑧ 経常利益または経常損失」＋「⑨ 特別利益」－「⑩ 特別損失」 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。 (例：▲2000)
⑫税引後当期純利益または税引後当期純損失		税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税(所得割)を控除したもの。 「⑫ 税引後当期純利益または税引後当期純損失」＝ 「⑪ 税引前当期純利益または税引前当期純損失」 －(「法人税」＋「住民税」＋「事業税(所得割)」) 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。 (例：▲2000)

『問8』の「負債及び純資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	借入金(金融機関)	銀行などの金融機関からの借入金。	
	借入金(金融機関以外)	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金。	
	社債	普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。	
	上記以外の負債	支払手形・買掛金(通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金(電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金))、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金、退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。	
	②負債の部 合計	上記すべての負債(流動負債及び固定負債)の合計。	
		流動負債	支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金。
		固定負債	社債、長期借入金、退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。
純資産	資本金	資本金、出資金。	
	上記以外の純資産	資本剰余金(資本準備金(株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益)、その他の資本剰余金(自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益))、利益剰余金(利益準備金、その他の利益剰余金(任意積立金、減価積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など)、自己株式、その他の有価証券評価差額金、土地再評価差額金、新株予約権など。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例:▲2000)	
	③純資産の部合計	上記すべての純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例:▲2000)	
④負債及び純資産の部 合計		「②負債の部合計」と「③純資産の部合計」の合計。	

2. 平成27年度決算について ※ すべての方におうかがいします。

問6 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の□内に「✓」を記入し、税抜きで記入してください。



税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、□内に「✓」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問6は空欄で構いません。

問7 売上高及び営業利益などについて、平成27年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
①売上高									,000円
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、 外注費などの総額)									,000円
③売上総利益 (①－②)									,000円
販売費及び一般管理費									,000円
人件費 *売上原価に計上された労務費を除く									,000円
地代家賃									,000円
減価償却費 ※1									,000円
租税公課									,000円
上記以外の経費									,000円
④販売費及び一般管理費の合計									,000円
⑤営業利益 (③－④)									,000円
⑥営業外収益									,000円
⑦営業外費用									,000円
⑧経常利益または経常損失 (⑤+⑥－⑦) (※2)									,000円
⑨特別利益									,000円
⑩特別損失									,000円
⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失 (※2) (※3)									,000円
⑫税引後当期純利益または税引後当期純損失 (※2)									,000円

【問7 記入上の注意点】

- 平成27年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、最寄の決算期の数値で記入していただくか、事務局へご相談ください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例: ▲2000)

※1

減価償却費の欄は、固定資産において当期の決算にて償却した金額を記入してください。

※2

損失(「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」)をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例: ▲2000)

※3

「⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失」の記入は、「⑧経常利益または経常損失」から「⑨特別利益」「⑩特別損失」を加減して算出してください。左ページ(4ページ)の計算式をご参照ください。

問8 負債及び純資産について、平成27年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

【問8 記入上の注意点】

- 平成27年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、最寄の決算期の数値で記入していただくか、事務局へご相談ください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「上記以外の純資産」及び「純資産の部合計」でマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。(例: ▲2000)

資産の部	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
①資産合計									,000円

負債及び純資産の部	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
負債									
借入金(金融機関)									,000円
借入金(金融機関以外)									,000円
社債									,000円
上記以外の負債									,000円
②負債の部合計									,000円
純資産									
資本金									,000円
上記以外の純資産※1									,000円
③純資産の部合計									,000円
④負債及び純資産の部合計									,000円

資産の部は、資産合計のみ記入してください。

「①資産合計」＝「④負債及び純資産の部合計」＝「②負債の部合計」＋「③純資産の合計」になっていることを確認してください。

※1「上記以外の純資産」には、利益剰余金などが該当します。忘れずにご記入ください。

右ページ問10・問11・問11付問1・問12・問13の記入説明

『問10』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問11』及び『問11付問1』の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。 土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成27年度の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

『問12』の「研究開発」の内容は以下のとおりです。

研究開発	・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。
------	--

研究開発とするもの(例)

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
(本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。)
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの(例)

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)など、工程管理を目的とした調査・分析

『問13』の「中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)	「中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%に相当する額の税額控除(当期の法人税額の25%(平成27年3月31日までの間に事業年度を開始する場合は30%)を限度とする)が認められる制度です。また、上記の措置に加え、当期の法人税額の10%を限度として、平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の特例のいずれかを選択適用することが認められます。 ①増加試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費の額を差し引いた額)が比較試験研究費(過去3事業年度の試験研究費の平均額)の額の5%を超え、かつ、基準試験研究費(前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額)の額を超える場合には、増加試験研究費の30%(比較試験研究費の額に対する増加試験研究費の割合が30%未満の場合には当該割合)に相当する額の税額控除が認められます。 ②試験研究費の額が平均売上金額(直近4年間の平均売上額)の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合(試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合)を乗じた金額の税額控除が認められます。 * 国税庁資料より
----------------------	---

問9 平成27年度決算において、以下の税制を利用しましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(※1)を利用した
2. 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)(※2)を利用した
3. 利用していない

※1 『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下(資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下)の中小企業者(大規模法人の子会社などは除きます。)等を対象に、平成28年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。

※2 『中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)』とは

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下(資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下)の中小企業者(大規模法人の子会社などは除きます。)等を対象に、平成29年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得または製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。

また、平成26年1月20日～平成29年3月31日に限り、生産性向上に資する一定の設備を取得・製作した場合については、上乗せ措置適用が認められます。

* 国税庁資料より

問10 設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)について、おうかがいします。

平成27年度の決算期間中に設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った
2. 設備投資を行っていない

問11へお進みください

問10付問1 問10で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成27年度の決算期間中に行った設備投資額(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額)(※3)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

設備投資額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額)									

,000円

※3 貸借対照表の有形固定資産とは異なります。平成27年度の決算期間中に取得した分のみを記入してください。また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

問11 リースの利用について、おうかがいします。

平成27年度の決算期間中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 平成27年度の決算期間中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った
2. 平成27年度の決算期間中にリース契約を新たに行わなかった

問12へお進みください

問11付問1 問11で「1. 平成27年度の決算期間中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。平成27年度の決算期間中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

新規リース契約額	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000円

【問11付問1 記入上の注意点】
支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成27年度の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問12 新製品または新技術の研究開発について、おうかがいします。

平成27年度の決算期間中に、新製品または新技術の研究開発を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 研究開発を行った
2. 研究開発を行っていない

問14へお進みください

問12付問1 問12で「1. 研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

研究開発に要した費用(※4)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

研究開発費	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000円

※4 平成27年度の決算期間中に要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

問13 平成27年度決算において、中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した
2. 利用していない

右ページ問14・問15・問16の記入説明

『問14』の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

『問15』の売上高の業種別内訳の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、「製造品売上高」には含まれませんので注意してください。</u> 1. 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高 ⇒「⑥卸売の商品売上高」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高 ⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
⑥卸売の商品売上高	他の者から購入した(仕入れた)商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。
⑦小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品または製造した商品を <u>主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に</u> 販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売または販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に直接販売する場合は、「②製造品売上高」ではなく、この「⑦小売の商品売上高」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

【問15 記入上の注意点】

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、上記問15の記入説明及び「業種分類表・国地域分類表」(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/cjksearch.htm>)を参照してください。

【問16 記入上の注意点】

分類番号及び事業の種類については、「業種分類表・国地域分類表」(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/cjksearch.htm>)を参照してください。

問14 貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある
2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

問15へお進みください

問14付問1 問14で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
平成28年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの		所有しているもののうち、 使用しているもの ※1		使用しているもののうち、 自社開発のもの	
特許権		件		件		件
実用新案権		件		件		件
意匠権		件		件		件
商標権		件		件		件

※1
「所有しているもの
のうち、使用してい
るもの」には、他社に
供与しているものも
含めてください。

次の大小関係となるよう記入してください。 所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

問15 売上高の内訳について、平成27年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

【「平成28年経済産業省企業活動基本調査」をご提出された場合は、問15・問16はご記入の必要はありません。
問17にお進みください。】

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入			%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%
⑩宿泊事業の収入			%
⑪飲食サービス事業の収入			%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入			%
⑭その他の事業の収入			%
合 計	1	0	0 %

「①建設事業の収入」に記入がある場合は、11ページ問18も必ず記入してください。

【問16 記入上の注意点】

例)下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問16では、「④情報通信事業の収入」を100%とし、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問15

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入	8	0	%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%

問16

内 訳	分類番号			事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割 合		
第1位	4	0	1	インターネット附随サービス業	6	0	%
第2位	3	9	2	情報処理・提供サービス業	4	0	%
第3位							%
その他	9	9	2	主たる業種のうち上記以外の事業			%
合 計					1	0	0 %

問16 「問15 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目（貴社の主たる事業）についておうかがいします。
貴社の主たる事業について、その内訳を売上金額（または収入金額）の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）または中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムから分類番号（3桁）を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目（貴社の主たる事業）のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

→	内 訳	分類番号			事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割 合			
	第1位								%
	第2位								%
	第3位								%
	その他	9	9	2	主たる業種のうち上記以外の事業				%
	合 計					1	0	0	%

合計して
100%になる
ように、記
入してくだ
さい。

右ページ問18・問19・問20の記入説明

『問18』の**工事の受注**についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 問18は、9ページ「問15 売上高の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。
それ以外の方は、「5. 受託の状況」問19へお進みください。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事及び設備工事。
下請工事	発注者から直接ではなく、他の建設業者から下請けした建築工事、土木工事及び設備工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事及び設備工事。

『問19』の**受託**の内容は以下のとおりです。（※建設工事の受託は除きます。）

① 製造の受託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、または他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
② 修理の受託	（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること。
③ プログラム作成の受託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。
⑤ 役務提供の受託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）他社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。

『問20』の**委託**の内容は以下のとおりです。（※建設工事の委託は除きます。）

① 製造の委託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）貴社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、または貴社の自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の委託	（人手不足などの理由により）貴社が主業として請け負っている物品の修理、貴社の自己使用する物品の修理を他社に依頼すること。
③ プログラム作成の委託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）貴社が主業として行うプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）貴社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の委託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）貴社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を他社に依頼すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の委託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）貴社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を他社に依頼すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

3. 仕入先・販売先について ※すべての方におうかがいします。

問17 平成27年度の決算期間中に、原材料や商品（製品）の仕入れ・販売を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※自家消費目的やサービス（旅行など）の仕入れは除きます。）

1. 仕入れ・販売を行った

2. 仕入れ・販売を行っていない

4. 工事の受注について

【問18は、9ページ「問15 売上高の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に割合を記入した方は、必ず記入してください。】

【それ以外の方は「5. 受託の状況」問19へお進みください。】

問18 平成27年度の決算期間中の**完成工事高**について、元請・下請工事別の発注社の数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」・「公共事業以外の民間など」別に記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。なお、同じ会社から複数受注した場合、発注社の数は1社となります。

項 目		発注社の数 ※1				千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
元請工事	公共事業				社									
	公共事業以外の民間など				社									
下請工事					社									
合 計					社									

※1

発注社の数には、工事の件数ではなく、貴社が受注した先の社数（1社から複数受注した場合は1社となります）を記入してください。

5. 受託の状況

【主たる事業が「建設業」の場合（「問15 売上高の内訳」で「① 建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。「6. 委託の状況」問20へお進みください。】

問19 平成27年度の決算期間中に、**左ページ（10ページ）問19の記入説明に掲げる受託**がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※建設工事の受託は除きます。）

1. 受託があった

2. 受託がなかった

→ 問20へお進みください

問19付問1 問19で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成27年度の決算期間中に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

受託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000円

6. 委託の状況 ※すべての方におうかがいします。

問20 平成27年度の決算期間中に、**左ページ（10ページ）問20の記入説明に掲げる委託**を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※建設工事の委託は除きます。）

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない

→ 問21へお進みください

問20付問1 問20で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成27年度の決算期間中に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

委託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000円

『問21』の「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」及び『問22』の「会計ルール」の内容は以下のとおりです。

1.『中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)』とは

「中小会計要領」は、中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成24年に公表されました。

「中小会計要領」は、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等にご活用いただくものです。

URL:<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/>

2.『中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)』とは

「中小会計指針」とは、平成17年に公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が抛ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針です。

3.『企業会計基準(上場企業が適用している会計ルール)』とは

企業会計基準とは、企業会計基準委員会(ASBJ)が制定する、財務会計の基準です。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準です。

4.『税法に規定する計算方式』とは

納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のことです。

租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式は定められています。

5. 税理士等に任せていて分からない方は「5」を選択ください。

7. 中小企業の会計に関する基本要領について ※ すべての方におうかがいします。

問21 中小企業の実態に即した会計ルール「**中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）**」の存在を知っていますか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 知っている

2. 知らない

問22 貴社が**決算書の作成に際して適用している会計ルール**は何ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）
2. 中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）
3. 企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール）
4. 税法に規定する計算方式
5. 税理士等に任せているので分からない

SAMPLE

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票は**コピーをとり**、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（黄色）に入れ、**9月1日（木）までに**ポストに投函してください。（切手は不要です。）

SAMPLE

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内（2ページ目以降）」をご確認ください。